

千代田農業振興地域整備計画の変更理由書

整備計画の変更を行う理由

千代田町では、経済事情の変動その他情勢の推移により、法第13条第1項に基づき、整備計画を変更する必要性が生じたので、今回やむを得ず整備計画の変更を行う。

地域名 千代田地域
(群馬県邑楽郡千代田町)

第1 農用地利用計画の変更

1 農用地利用計画を次のとおり変更する。

(単位：ha)

地 区 区 域	変 更 内 容					備 考
	変更前 の面積	変更後 の面積	農用地 区域か ら除外 する面 積	農用地 区域に 含める 面積	増 減	
A－1 赤岩	191.59	191.59			0.00	
A－2 鍋谷	40.49	40.49			0.00	
A－3 福島	52.15	52.15			0.00	
A－4 新福寺	79.00	79.00			0.00	
A－5 舞木	123.36	123.36			0.00	
B－1 瀬戸井	56.40	56.36			△ 0.04	
B－2 上五箇	30.36	30.36			0.00	
B－3 上中森	20.17	20.17			0.00	
B－4 下中森	32.78	32.78			0.00	
B－5 萱野	88.02	88.02			0.00	
B－6 木崎	62.52	62.52			0.00	
合 計	776.84	776.80			△ 0.04	

注：小数点以下第2位まで表示する。

なお、「増減」欄が減少の場合は、数値の左に△で表示する。

2 農用地区域の概要

(変更前)

農業振興地域内において、農用地等776.84haについて農用地区域を設定し、うち768.98haを農地、7.86haを農業用施設用地としてそれぞれ用途を指定する。

(変更後)

農業振興地域内において、農用地等776.80haについて農用地区域を設定し、うち768.94haを農地、7.86haを農業用施設用地としてそれぞれ用途を指定する。

